

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費にあてるものとされています。

令和5年度北方町一般会計における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

（歳入）

・ 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 251,042 千円

（歳出）

・ 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,118,851 千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	町債	その他	地方消費税交付金 （社会保障財源化分）	その他
社会福祉	総合福祉事業	40,686	628	0	0	9,818	30,240
	障がい者福祉事業	381,268	285,602	0	0	23,447	72,219
	老人福祉事業	30,238	0	0	0	7,411	22,827
	福祉医療事業	218,877	82,975	0	0	33,309	102,593
	児童福祉事業	672,448	478,441	0	1,769	47,116	145,122
	小計	1,343,517	847,646	0	1,769	121,101	373,001
社会保険	国民健康保険事業	132,229	68,676	0	0	15,576	47,977
	介護保険事業	309,347	13,554	0	128,396	41,028	126,369
	後期高齢者医療事業	231,988	30,543	0	0	49,373	152,072
	小計	673,564	112,773	0	128,396	105,977	326,418
保健衛生	母子保健事業	20,784	766	0	0	4,906	15,112
	疾病予防事業	61,701	1,197	0	0	14,829	45,675
	健康増進事業	19,285	2,031	0	0	4,229	13,025
	小計	101,770	3,994	0	0	23,964	73,812
合計		2,118,851	964,413	0	130,165	251,042	773,231

※事務費及び人件費は、事業費から除外しています。